別表（R ８．８．１～）

いなほ園短期入所生活介護利用料金表

１　介護保険給付サービス

原則としてお支払いただく利用者負担金は下記の利用料金の１割の金額です。※介護保険の２割又は３割負担の方は別に定めています。
利用者負担額の減免制度などの対象者である場合はその認定に基づいた負担額となります。

（１）基本料金　　（1 日につき）

ご利用者の要介護度	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
従来型個室・多床室	4,510 円	5,610 円	6,030 円	6,720 円	7,450 円	8,150 円	8,840 円

31 日目～（長期利用減算適用）

ご利用者の要介護度	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
従来型個室・多床室	4,420 円	5,480 円	5,730 円	6,420 円	7,150 円	7,850 円	8,540 円

（２）加算料金　　（1 日につき）

加算の種類	加算の内容	加算額
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	介護職員の総数のうち、介護福祉士の資格を有する職員の割合が 100 分の 60 以上ある場合	220 円
夜勤職員配置加算（Ⅰ）	夜勤介護職員数が最低基準を１人以上、上回っている場合	130 円
夜勤職員配置加算（Ⅲ）	上記（Ⅰ）の要件に加え喀痰吸引の登録を受けた職員 1 名以上が勤務している場合	150 円
機能訓練指導体制加算	機能訓練員として作業療法士を常勤で配置している場合	120 円
看護体制加算	（Ⅰ）常勤の看護師を１名以上配置の場合	40 円
	（Ⅱ）看護職員を定数以上配置し、24 時間連絡体制を確保し、必要に応じて健康上の管理を行う体制を確保	80 円
送迎体制加算	片道	1,840 円
看取り連携体制加算	看護体制加算（Ⅰ、Ⅱ）を算定し 24 時間の連絡体制があり、看取り期の対応方針を定め、利用者又は家族等に説明し同意を得ている。	640 円／日 ※死亡日及び死亡日以前 30 日以下で 7 日を限度
口腔連携強化加算	施設職員が口腔の健康状態を評価し、利用者の同意の上、歯科医療機関及び介護支援専門員へ情報提供した場合	500 円／回※ １月に１回のみ
生産性向上推進体制加算	（Ⅰ）（Ⅱ）の要件を満たし、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し成果が確認されている。また１年以内毎に取組の効果について厚生労働省へ提出している。	1,000 円／月※
	（Ⅱ）見守り機器等のテクノロジーを１つ以上導入し、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催。生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている。１年以内毎に１回、取組の効果について厚生労働省へ提出している。	100 円／月※
療養食加算	厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合	80 円／回
介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	介護職員の処遇改善について計画的に取り組んでいる場合	（基本料金＋加算料金）×17.6%

２　介護保険の給付対象とならないサービスの概要と利用料金

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

（１）　滞在費及び食費

滞在費	従来型個室　1,231 円　、　多　床　室　915 円
食　費	１日 1,720 円 （内訳）朝食 480 円　昼食 620 円　夕食 620 円

負担限度額認定を受けた場合には、認定証に記載されている負担額とします。

（２）その他の費用

理　　髪	・原則として毎月第 4 月曜日に理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。 利用料金：1 回あたり 2,300 円
レクリエーション	・ご契約者の希望によりレクリエーション、行事に参加していただくことができます。 利用料金：材料費等の実費をいただくことがあります。
キャンセル料	

キャンセル日	キャンセル料
利用期間中	次の日１日分のサービス料金の半額
利用開始当日	当日のサービス料金の半額
利用開始 7 日前から前日まで	一日分のサービス料金の半額